

令和8年度から

「子ども・子育て支援金制度」

が始まります



詳細はこちら

●子ども・子育て支援金制度とは？

全世代や企業の皆さんから支援金を拠出していただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

●開始時期

令和8年4月分の医療保険から拠出します。

国民健康保険加入者 ▶ 令和8年度の国民健康保険税から賦課徴収

後期高齢者医療保険加入者 ▶ 令和8年度の後期高齢者医療保険料から賦課徴収



Q なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

A 子育てで支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来社会を支える担い手となるため、子育て支援は全てのかたにとってメリットがあります。そのため、独身者や高齢者を含む全世代や企業から拠出いただきます。

Q 支援金額はどのくらいになるの？

A 令和10年度で450円/月額(令和8年度は250円)と試算されています(全ての医療保険制度の加入者での平均金額)。
国民健康保険(料)税 400円(令和8年度は250円)
後期高齢者医療保険料 350円(令和8年度は200円)
※支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なります。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当、後期高齢者医療担当

退職や配偶者の扶養から外れたときは、 国民年金の手続きが必要

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のかたが退職されたときや、厚生(共済)年金被保険者の扶養になっていた20歳以上60歳未満の配偶者が扶養から外れたときは、国民年金第1号被保険者への届出を行い、国民年金保険料を納める必要があります。

手続き

持参するもの

- 基礎年金番号を確認できるもの
- 厚生年金等の喪失日が確認できるもの(厚生年金被保険者資格喪失証明書など)
- 本人確認書類

1点で良いもの
マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、障害者手帳など



2点必要なもの
国民健康保険資格確認書、基礎年金番号通知書など



保険料

国民年金保険料の納付案内書が日本年金機構から送付されます。

月額は、17,920円です。(令和8年度)

※令和7年度は17,510円です。

免除制度

保険料を納めることが困難な場合は、申請が承認されると保険料の納付が免除される制度があります。



問合せ

春日部年金事務所 ☎048(737)7112

保険年金課国民年金担当